

追補

令和 7 年 4 月 1 日に施行された労働安全衛生規則等により、本書の以下該当部分が改正されておりますので、差し替えます。

p.145

（接触の防止）

第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。（根拠 法第 20 条）

2 変更なし

p.146

（立入禁止）

第 151 条の 9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。（根拠 法第 20 条）

追補

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

（根拠 法第 26 条）

p.147

（搭乗の制限）

第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（根拠 法第 20 条）

p.147

（修理等）

第 151 条の 15 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

① 変更なし

② 第 151 条の 9 第 1 項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の労働者の使用状況を監視すること。

（根拠 法第 20 条）

p.153 新設

（積卸し）

第 151 条の 62 変更なし

2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

p.154

（昇降設備）

第 151 条の 67 変更なし

- 2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。（根拠 法第 26 条）

p.154 新設

（積卸し）

第 151 条の 70 変更なし

- 2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

p.155

（荷台への乗車制限）

第 151 条の 72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。（根拠 法第 20 条）

- 2 作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。（根拠 法第 26 条）

p.155 新設

（荷台への乗車制限）

第 151 条の 73 変更なし

2 変更なし

- 3 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、作業に従事する者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。

追補

- 4 事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。
- 5 作業に従事する者は、第 3 項の場合には、あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。
- 6 作業に従事する者は、第 3 項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。

p.156

（搭乗の制限）

第 151 条の 81 事業者は、コンベヤーを使用する作業場において作業に従事する者を運転中のコンベヤーに乗せてはならない。ただし、作業に従事する者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。（根拠 法第 20 条）

2 前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗つてはならない。

（根拠 法第 26 条）

p.157 新設

（作業指揮者の選任及び職務等）

第 420 条 変更なし

2 事業者は、前項の作業を行う箇所に当該作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

p.157

（はいの昇降設備）

第 427 条 変更なし

追補

2 前項の作業に従事する者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項ただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。（根拠 法第 26 条）

p.158

（立入禁止）

第 433 条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。（根拠 法第 21 条）

p.159

（悪天候時の作業禁止）

第 522 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。（根拠 法第 21 条）

p.159 ※追加

（昇降するための設備の設置等）

第 526 条 事業者は、高さ又は深さが 1.5 メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。（根拠 法第 21 条）

2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。（根拠 法第 26 条）

p.160 ※追加

（立入禁止）

第 530 条 事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に
関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい
箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
い。
（根拠 法第 21 条）

p.160

（搭乗の制限）

第 26 条 事業者は、クレーンを使用する作業場において作業に従
事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させて
はならない。
（根拠 法第 20 条）

一部新設

第 27 条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむ
を得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンの
つり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の
一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請
負人）を乗せることができる。

2 事業者は、前項の搭乗設備については、墜落による危険を防止
するため次の事項を行わなければならない。

- ① 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
- ② 変更なし
- ③ 作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対
し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知
させること。
- ④ 搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

（根拠 法第 20 条）

3 変更なし

追補

p.163 ※追加

（搭乗の制限）

第 72 条 事業者は、移動式クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。（根拠 法第 20 条）

p.163 ※追加

（立入禁止）

第 74 条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（根拠 法第 20 条）

第 74 条の 2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷（第 6 号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

- ① ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- ② つりクランプ一個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- ③ ワイヤロープ等を用いて一箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。）。
- ④ 複数の荷が一度につり上げられている場合であつて、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。

はい作業安全必携（令和 7 年 3 月 改訂 6 版）

追補

- ⑤ 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- ⑥ 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

（根拠 法第 20 条）